

平成23年度 教職実践演習
～学級担任が関わる文書等～

H23.11.18



秋田大学教育文化学部

附属 教育実践研究支援センター

石橋 研一

1 通知表の作成

通知表のねらい

学校での学習や生活の状況を家庭に伝える連絡票である。通知表には、子どもの長所、努力の成果、進歩の状況、課題となる点などを示し、子どもが学習の喜びや大切さを実感し、一層努力しようとする気持ちを高める一助とする。

法的に規定されたものではなく、各学校においていろいろな名称、内容で家庭に届けられている。

学期ごとに作成されることが多い。

2 指導要録の性格及び機能

指導要録は、児童・生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿である。

① 校種ごとの指導要録

□ 指導要録の内容

- 保育所児童保育要録
- 幼稚園幼児指導要録
- 小学校児童指導要録
- 中学校生徒指導要録
- 高等学校生徒指導要録

※ 特別支援学校の指導要録は
(小学部・中学部・高等部で作成)

② 指導要録の改訂

指導要録は、指導の過程及びその結果の要約を記録するものであるため、学習指導要領の改訂のたびに、文部省(文部科学省)が指導要録の「参考様式」を示してきた。

- 小学校の例

「学習指導要領」の改訂

[S22.26.33.43.52.H1.10.20]

「児童指導要録」の改訂

[S36.46.55.H3.13.22]

③ 指導要録の改訂の流れ

各学校は、学習指導要領等に従い、学習指導と学習評価を実施する。

○ S52の学習指導要領の改訂

→ 基礎的・基本的な事項の確実な定着

◇ 〔指導要録の見直し〕

→ 各教科の学習の記録について

集団に準拠して評価する評定(相対評価)を引き継ぎつつ、目標に準拠して観点別学習状況評価を実施する。

④現在の通知表の原型

○ H1の学習指導要領の改訂

→ 自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる力の育成

◇ [指導要録の見直し]

→ 各教科の学習の記録について

目標に準拠して実施する観点別学習状況の評価を基本としつつ、集団に準拠して評価する評定を併用する。

○ H10の学習指導要領の改訂

→ 変化の激しい時代を担う子どもたちに必要な「生きる力」をはぐくむ。

◇ [指導要録の見直し]

→ 各教科の学習の記録について
評定についても目標に準拠した評価を実施することが適當。

○ H20の学習指導要領の改訂

→ 「知識基盤型社会」の時代において次代を担う子どもたちに必要な「生きる力」をはぐくむ。

⑤ 指導要録は公簿

- 指導要録の作成は、学校教育法施行規則に規定

<第24条>

校長は、その学校に在学する児童等の指導要録(学校教育法施行令第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本を言う。)を作成しなければならない。

やり甲斐のある学級担任！



学級担任が取り扱う諸帳簿類は複数あるが、同僚の先生方に聞いたり、関連する冊子等を活用しながら、それぞれの基本的な性格を押さえて作成するようにする。